



武雄市公告第65号

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和5年10月27日

武雄市長 小 松



1 概要

(1) 業務名

令和5年度 武雄市シティプロモーションマーケティング調査・分析業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和5年度 武雄市シティプロモーションマーケティング調査・分析業務委託仕様書」による。

(3) 履行期限

契約締結の日から令和6年3月22日まで

(4) 委託見積限度額

3,080,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、この金額で契約することを約束するものではない。

2 スケジュール

事項	実施期間または期日
公告	令和5年10月27日（金）
質問書の受付	令和5年11月 8日（水）午後5時まで
質問書への回答	令和5年11月10日（金）
参加表明書等提出期間	令和5年11月13日（月）正午まで
参加資格確認結果通知	令和5年11月15日（水）
企画提案書等提出締切	令和5年11月17日（金）正午まで
書類選考の結果通知（注1）	令和5年11月24日（金）以降
選定委員会開催日 （プレゼンテーション開催日）	令和5年11月30日（木）10:00～
審査結果通知	令和5年12月 8日頃

（注1）参加者数が5を超える場合は、提案書の締め切り後、委託事業者選定に関する委員会を開催し、書

類選考により選定委員会（プレゼンテーション）の対象者を絞り込むことがある。

3 プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザルとする。

4 参加資格

参加表明時において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 対象となる契約案件についての武雄市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成23年訓令第3号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けたものを除く。
- (5) その他選定委員会が必要と認めた要件。

5 参加の方法

参加表明事業者（以下「事業者」という。）は、武雄市が指定した期間内に以下の提出書類を必要部数提出しなければならない。

(1) 提出書類・必要部数

- ア 公募型プロポーザル参加表明書（様式1） 1部
- イ 秘密保持誓約書（様式2） 1部
- ウ 同種・類似事業の実績が分かる書類（実績報告書。任意様式） 9部
- エ 会社概要（任意様式） 9部

なお、ア～エの書類については、社名の記載と社印の押印及び契約締結権限者名の記載とその印を必ず押印したうえで提出すること。

(2) 提出方法及び提出窓口

ア 提出方法

事前に電話連絡のうえ、下記提出窓口まで直接持参または郵送すること。

イ 提出先

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10
武雄市企画部秘書広報課（担当：宮原）
電話 0954-23-9121（直通）

(3) 提出期間及び受付期間

ア 提出期間

令和5年11月13日（月）正午まで（ただし土、日を除く。）

イ 受付時間

午前9時～正午まで及び午後1時～午後5時まで。

6 参加資格の結果通知

市は、事業者から提出された参加表明書を審査し、その結果について結果通知書（様式3）の書面及び電子メールにて通知する。

なお、この通知を受けた日から7日以内に書面により、審査結果についての説明を求めることができる。

7 企画提案書等（資料）の提出

参加表明書の審査の結果、参加資格を有するとの通知を受けた事業者は、次に掲げる書類を令和5年11月17日（金）正午までに提出するものとする。

- | | | | |
|---------------------------|-------|-------|----|
| (1) 提案書表紙（任意様式） | A4サイズ | 1枚以内 | 9部 |
| (2) 企画提案書（任意様式） | A4サイズ | 10枚以内 | 9部 |
| (3) 本業務委託の実施スケジュール案（任意様式） | A4サイズ | 1枚以内 | 9部 |
| (4) 業務実施体制表（任意様式） | A4サイズ | 1枚以内 | 9部 |
| (5) 経費見積書（任意様式） | A4サイズ | 1枚以内 | 9部 |

なお、(1)～(4)の書類については、社名の記載と社印の押印及び契約締結権限者名の記載とその印を必ず押印したうえで提出すること。

提出方法及び提出窓口

ア 提出方法

事前に電話連絡のうえ、下記提出窓口まで直接持参又は郵送すること。

イ 提出先

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

武雄市企画部秘書広報課（担当：宮原）

電話 0954-23-9121（直通）

7 本プロポーザルに係る提出書類等における留意事項

(1) 書類の差替え

提出後の書類の差替え等、再提出は、一切受け付けない。

(2) 提案書提出時に発生した汚損・破損等

提案書提出時に発生した汚損・破損等については、武雄市は、一切の責任を持たない。

8 本プロポーザルに係る提出書類等の著作権

提出書類の著作権は、各参加事業者に帰属するが、本プロポーザルに係る選定結果の公表等に必要な場合には、提出書類等の提出物を無償で使用できることとする。

9 質疑応答

本プロポーザルに関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。なお、受付期間を過ぎて提出された質問及び受付方法と異なる方法で提出された質問は、一切受け付けないものとする。

(1) 受付期間 令和5年11月8日（水）午後5時まで

(2) 受付方法 様式4「仕様書に関する質問票」を下記メールアドレスへ送信すること。なお、未到着

を防止するため、送信後、必ず電話連絡にて着信の確認を行うこと。また、メールの件名を「令和5年度 武雄市シティプロモーションマーケティング調査・分析業務委託プロポーザル質問」とすること。

E-mail : kouhou@city.takeo.lg.jp

電話連絡先：武雄市企画部秘書広報課（担当：宮原）0954-23-9121（直通）

- (3) 回答方法 令和5年11月10日（金）までに、質問の有無に係わらず、参加資格を有するすべての事業者へ回答する。

1.0 審査概要

(1) 審査方法

企画提案書等についてのプレゼンテーション及び質疑応答を行い、その内容を審査する。各審査委員が評価基準に基づき採点し、審査委員全員の合計点が大きい順に事業者の順位付けを行う。その結果、第1位となった者を委託契約の優先交渉権者である契約候補者とし、次順位以降となった者から順に、次順位以降の交渉権者とする。なお、合計点が同点の場合、採点表（審査基準）の項目「企画力」の得点を最優先とし選定する。「企画力」で選定できない場合は、「情報発信力」、「分析力」、「回収力」の順で選定するものとする。

また、プレゼンテーション審査における使用機器は参加事業者において、審査会場は市においてそれぞれ手配するものとする。

なお、WEB会議システムを利用したオンラインによるプレゼンテーションを希望する場合は、事前に市に連絡し、アクセス方法等を確認するものとする。

プレゼンテーションの時間は、1事業者あたり20分間とし、質疑応答は10分間とする。

(2) 結果通知

令和5年12月8日（金）に当該審査を行った全事業者に対し、結果通知書（様式5）の書面にて通知するものとする。また、書面の通知と併せて電子メールにて通知する。

(3) 結果に関する問い合わせ

審査結果について、令和5年12月15日（金）まで書面（任意様式）にて説明を求めることができるものとする。なお、問い合わせにあたっては「5 参加の方法」の(2)に記載の提出窓口へ事前に電話連絡のうえ持参すること。

1.1 参加の辞退

参加表明書提出後に辞退する事業者については、提供した資料を廃棄のうえ、「資料廃棄証明書」（任意様式）及び「取り下げ願い書」（様式6）を提出すること。その際、提出書類には社名の記載と社印の押印及び契約締結権限者氏名の記載とその印を必ず押印したうえで提出すること。

なお、提出にあたっては、本実施要項「5 参加の方法」の(2)に記載の提出窓口へ事前に電話連絡のうえ持参すること。

1.2 その他

- (1) 事業者から提出された書類等については、返却しない。
- (2) 参加に際して要した費用は、事業者の負担とする。
- (3) 事業者候補の決定までに、地方自治法第167条の4に該当することになった場合は、優先交渉権

を喪失するものとする。

- (4) 事業者選定後、契約書一式を締結する際には、双方協議のうえ事業の詳細についての仕様を定める。

1.3 問い合わせ先

武雄市企画部秘書広報課

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

電話 0954-23-9121 (直通)

FAX番号 0954-23-3816 (代表)

E-mail kouhou@city.takeo.lg.jp